

知的障害養護学校国際交流派遣プログラム 募集要項／ご旅行条件

旅行期間

平成18年3月30日（木）～4月5日（水）（7日間）

旅行代金（お一人様）

94,000円

利用予定航空会社 日本航空

募集人員 10名様

最少催行人員 10名様

添乗員 全行程同行します

申込締切日 平成18年1月15日（日）

●旅行代金に含まれるもの

1. 日程表に明示された航空機を除く運送機関の運賃・料金
 2. 食料料金：朝食0回、昼食0回、夕食0回（機内食はこの回数に含まれません）
 3. 見学・観光料金：日程表に記載された見学・観光経費
 4. 乗物料金：空港ホテル間の送迎バス料金、日程表に記載された見学・観光バス料金
 5. 団体行動中の税金・チップ等
 6. 手荷物運搬料金：お一人につき一個のスーツケースなど（ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員にお尋ねください。）
 7. 添乗員費用：全行程同行
- ※上記各費用はおお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加にあたって通常必要となる費用を例示します。

1. 航空運賃（日程表に明示された航空運賃は協賛企業が負担します）
2. 宿泊料金（日程表に明示された宿泊代金は協賛企業が負担します）
3. 旅券印紙代・証紙代（5年有効旅券¥10,000、10年有効旅券¥15,000）
4. 個人的性格の費用：日程に明示されていない飲食、クリーニング、電話代等
5. 手荷物超過料金
6. 傷害、疾病に関する医療費
7. 任意の海外旅行傷害保険料
8. オプションツアー料金
9. 成田空港施設使用料（¥2,040）、現地空港税（¥5,500）、航空保険特別料金（¥1,200）、燃油サーチャージ（¥10,000）など、

●追加旅行代金

お一人部屋利用代金（2泊分） ¥30,000 （4泊分） ¥60,000

なお、取消料、変更補償金算出時の旅行代金とは旅行代金と追加旅行代金の合計額です。

●旅行契約と契約の成立

本旅行はクラブツーリズム株式会社バリアフリー旅行センターが企画・募集するもので、参加される方は当社と募集企画旅行契約を結んでいただきます。契約は当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

●取消料

お申込後お客様の都合で参加を取消される場合は下記の取消料をお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日前から3日前までの取消

0%

旅行開始日の前々日以降旅行開始まで ……旅行代金の50%

旅行開始後または無連絡不参 ……旅行代金全額

●確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名および旅行地における当社との連絡方法が記載された確定日程表は、ご出発日の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

●任意保険のおすすめ

ご旅行をより安心できるものとするため、お客様ご自身で十分な旅行保険（疾病、傷害、盗難等）に加入されることをお勧めします。

個人情報取り扱いについて

- (1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様が申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜の為、当社の保有する

お客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係わる個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、出発前までにお申し出ください。

<その他のご旅行条件>

1. 旅行契約内容・代金の変更/天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらないサービスの提供その他当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。なお、本旅行代金は平成17年11月1日現在の運賃・料金を基準としております。2. 標記の最少催行人員に満たない場合は旅行を中止することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前に通知します。3. 取消料/当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も取消料をいただきます。ただしつぎの場合は取消料はいただきません。(1) 旅行契約内容にすぎような重要な変更が行なわれた時。①旅行開始日または終了日の変更 ②入場観光地・施設・その他の目的地の変更 ③運送機関の設備・等級のより低いものへの変更 ④運送機関の種類または会社の変更 ⑤宿泊機関の変更 ⑥宿泊機関の客室の種類・設備・景観の変更。(2) 運賃・料金の変更により旅行代金が増額された場合。(3) 当社が標記の日までに確定日程表を交付しない場合。(4) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの実施が不可能となったとき。4. 当社による契約解除/旅行代金を期日までに支払いいただけない時、申込条件の不適合、病気・団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能な時は当社は契約を解除することがあります。5. 当社の責任/当社または当社の手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします（お荷物に関する賠償限度額は原則として1人15万円）。6. 特別補償/当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、手荷物に被った一定の損害について一定の補償金および見舞金を支払います。7. 旅程保証/旅行日程に前記3.(1)に掲げる重要な変更が行なわれた場合は約款の規定により①は旅行代金の3%②から⑥は2%、また各号がツアータイトルに掲げられている場合は5%に相当する額（ただし旅行開始前に変更が行なわれた場合はそれぞれ半額）の変更補償金を支払います。サービス提供の日時およびサービス提供の順序は対象外とし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。また、当社は変更補償金の支払いを物品・サービスの提供で代替することがあります。8. お客様の責任/当社はお客様の故意または過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。9. このパンフレットは旅行業法12条の4および5にいう説明書面、契約書面の一部になります。10. ここに記載のない事項については当社主催旅行約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。11. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はしません。パンフレット作成日：平成17年11月1日 管理番号 00000-000

総合旅行業務取扱管理者：長橋 正己

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行のお申し込み・お問い合わせ先

旅行企画・実施 国土交通大臣登録旅行業第1693号 (社)日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協会正会員
クラブツーリズム株式会社 バリアフリー旅行センター

〒160-8308 東京都新宿区西新宿 6-3-1 新宿アイランドウイング 10階

電話 03-5323-6915

FAX 03-5323-6987

営業時間 月～金曜日 9:00～17:45 (土日祭日休業)

担当者 淵山・木下